

令和5年度 内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

宮崎県知事 河野 俊嗣は、知事部局における内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県では「宮崎県の内部統制に関する方針」（平成31年3月1日策定）に基づき「財務に関する事務」及び「適正な管理及び執行を確保する必要がある事務」に係る内部統制体制を整備及び運用している。

なお、内部統制はリスクの発生を完全にゼロにすることを可能にするものではないため、例えば、単純な判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀、当初想定していなかった組織内外の環境の変化、非定型的な事務処理等により、内部統制が有効に機能しない可能性がある。

2 評価手続

評価項目 : 内部統制体制及び業務レベルの内部統制

評価対象期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日

評価基準日 : 令和6年3月31日

(1) 内部統制体制の評価

6項目（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応）を対象として評価を実施した。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

以下の63項目を対象として、各所属における自己点検、各種共通業務を所管する課による検証、関連文書の閲覧等の実施により、評価部局において評価を行った。

		全庁リスク	個別リスク
財務に関する事務	47項目	40項目	7項目
文書の管理・情報の管理に関する事務	16項目	9項目	7項目
(合計)	63項目	49項目	14項目

全庁リスク…全所属または多くの所属において発生する可能性があるもの

個別リスク…特定の所属固有の業務において発生する可能性があるもの

3 評価結果

(1) 内部統制体制について

各評価項目において不備はなく、それぞれ適切に整備（取組等）されているため、有効と判断した。

(2) 業務レベルの内部統制について

【整備上の不備】 なし

【運用上の不備】 157件（81所属）

内部統制の有効性の評価は、「重大な不備」の有無により判断することとしており、令和5年度は、公用車の管理に関する項目において、重大な不備が生じた。

そのため、当該項目については内部統制が有効に運用されていないと判断し、その他の項目についてはおおむね有効に運用されていると判断した。

○ 重大な不備：車検切れ公用車の使用

令和4年度に同様の不備の発生を受け、車検・法定点検の年間計画表の作成、車内（ダッシュボード等）及び運行管理簿への車検等期限の掲示、車検・法定点検一覧表の職員への回覧など全庁的に再発防止の取組の徹底を周知していたものの、一部の所属において、車検の更新に係る組織的なチェック体制が不十分であったことや公用車を使用する際の有効期限の確認が漫然と行われていたことなどに起因し、車検切れ公用車の使用の不備が再発した。

法令遵守は県の適正な事務執行に当たり根幹となるものであり、昨年度に特に注意すべき不備として再発防止に取り組む中で発生したことを踏まえ、運用上の重大な不備とした。

○ 特に注意すべき不備

重大な不備には至らないものの、金銭的・物的損害の程度や組織の社会的信用・名誉の失墜につながる程度が大きく、住民サービスの提供に大きな影響を与える恐れがあるものを重大な不備につながりうるものとして、以下を「特に注意すべき不備」とした。

- ・身体障害者手帳の障がい等級認定誤り
- ・要配慮個人情報の一時紛失
- ・療育手帳情報と個人番号の紐付け誤り
- ・条例改正漏れによる課税誤り
- ・オンライン上の申込みフォームにおける個人情報の漏えい

4 不備の是正に関する事項

(1) 重大な不備

これまでに取り組んでいる防止対策の徹底を改めて全所属に周知した。加えて、新たに財務会計システムにおいて、車検等の期限の10日前に該当車両を保有する所属の職員全員へ通知を配信するとともに、点検期限を更新するまで継続してポップアップで表示される機能を追加するといった再発防止のための複層的なチェック体制の強化を行った。

(2) 特に注意すべき不備

関係所属において速やかに原因の確認や再発防止策に取り組むなど、適切な対応が実施されていることを確認した。加えて、引き続き全庁的に注意喚起を促す取組を行う。

このほか、内部統制推進会議や幹事会を通じて、リスクの未然防止や再発防止を呼びかけ、各所属においては内部統制推進員が中心となり、内部統制が適切かつ効果的に機能するよう、制度の周知や推進に取り組むこととする。

令和6年6月25日 宮崎県知事 河野 俊嗣